

令和7年度林業教室（森林・林業・木材産業関係研修）実施要領

第1 目的

市町林務担当者や林業事業体等の、林業に関する知識・経験の浅い者に対し、森林・林業・木材産業に関する基礎講習及び現地研修を通じ、県内の林業情勢の把握と自らの仕事の意義を理解するとともに、今後の業務の推進の基礎とすることを目的とする。

第2 主催

佐賀県林業試験場 普及指導課

第3 実施場所

佐賀県林業試験場ほか

第4 研修の日程及び内容

研修に係る日程及び内容は、別紙1のとおりとする。

なお、全日程を受講することを原則とするが、各講座単位で受講することもできる。

第5 募集対象

受講生は、市町林務担当者及び県内の林業事業体等で、業務経験年数が0～2年程度の者とする。

また、業務経験年数が3年以上の者であっても定員に余裕がある場合は、募集対象とする。

なお、林業事業体等については、現場技術者、事務職員を問わない。

第6 募集期間

受講生の募集期間は、4月7日から5月16日までとする。

第7 募集定員

20名程度とする。

第8 研修経費

受講にかかる経費は無料とする。

ただし、移動にかかる交通費は各自で負担すること。

※貸切バス代は県で負担する。

第9 募集の広報

募集については、市町及び林業認定事業主に対し通知するとともに、県のホームページに掲載する。

第 10 申込方法

林業教室の受講申込みは、林業教室受講申請書（様式 1）を佐賀県林業試験場に郵送、FAX、メール等により募集期間内に提出すること。

（1）郵送先：〒840-0212 佐賀市大和町大字池上 3408

佐賀県林業試験場 普及指導課 前田あて

（2）FAX 番号：0952-51-2013

（3）メールアドレス：ringyoushiken@pref.saga.lg.jp

第 11 受講生の決定

応募に基づき、定員を勘案して受講生を決定し、本人へ通知するとともに、一般社団法人佐賀県木材協会、佐賀県森林組合連合会及び各農林事務所長へ通知する。

第 12 林業教室の運営

林業教室の事務局は、佐賀県林業試験場普及指導課（専門技術員）が行うものとし、関係者との連絡を密に行い円滑に運営する。

附則

この要領は、令和 7 年度の事業に適用する。